

「臨時災害放送局 開設・運用の手引き」

1. 臨時災害放送局とは、「災害時にその被害を軽減するために、被災地の地方公共団体等（以下「市町村等」という。）によって臨時に開設されるFM放送局※」です。東海4県（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）の市町村等において、臨時災害放送局の開設を要望される場合に、この手引きが適用されます。
※市販のFMラジオやカーFMラジオで聞くことができます。
2. 臨時災害放送局は、市町村等が免許人となって開設するものです。市町村等首長の意思決定が必要となります。
3. 臨時災害放送局は、FM電波で放送するものなので、地形や構造物等の影響により、放送を届けたい地域全てに電波が届くものではありませんが、災害地等の住民の皆様に情報を伝達する一つの手段となります。

⇒災害時等の開設要望、ご相談は、まずは、下記まで連絡してください。

総務省東海総合通信局放送部放送課

名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館7F

☎052-971-9198（8：30～17：15）

☎090-6618-8374（休日・夜間）

※ なお、東海総合通信局が被災する場合も想定されます。上記連絡先につながらない場合は、総務省情報流通行政局地上放送課（03-5253-5793）に連絡してください。

令和3年3月30日第1版
東海総合通信局 放送部放送課

【目次】

はじめに	・ ・ ・	3
1 臨時災害放送局とは	・ ・ ・	4
図 1 臨時災害放送局の放送エリアのイメージ	・ ・	5
図 2－1 開設（免許）までの流れ	・ ・	6
図 2－2 臨時災害放送局の開設の要件		
2 臨時災害放送局の開設	・ ・ ・	7
（１） 放送用機器の確保	・ ・	7
（２） 国家資格を有する無線従事者の配置（選任）	・ ・	8
（３） 臨時災害放送局の運用	・ ・	8
（４） 支援団体との連携	・ ・	8
（５） 費用負担	・ ・	9
（６） スタジオ（アナウンス等を行う）	・ ・	9
（７） 送信用アンテナの設置	・ ・	10
3 放送する情報について	・ ・ ・	11
（１） 臨時災害放送局の開設・運用のルール化	・ ・	12
（２） 市町村等とコミュニティ放送事業者やケーブルテレビ会社等との協定等締結	・ ・	14
（３） あらかじめ検討をしておく事項	・ ・	15
4 訓練等による試験的な運用放送	・ ・ ・	16
5 実際に開設・運用した事例から	・ ・ ・	17
6 最後に	・ ・ ・	19
《参考 1》 Q & A	・ ・ ・	20
《参考 2》 臨時災害放送局関係法令（抜粋）	・ ・ ・	27
《参考 3》 総務省東海総合通信局と一般社団法人日本コミュニティ放送協会 東海地区協議会との災害時等における協力体制に関する協定書	・ ・ ・	29

【はじめに】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災地では、29の市町が中継局を含め、のべ35局の「臨時災害放送局」を開設、運用しました。その後、平成28年4月に発生した熊本地震や、九州地方、中国地方の豪雨災害の際においても臨時災害放送局が開設され、被災者の生活安定等に重要な役割を果たしました。

震災発生当初、臨時災害放送局は、被災地の避難所の避難者名簿、住民の安否、ライフライン（電気、ガス、水道、電話）の状況、支援物資の配布等の情報を放送しました。やがて、炊出し、給水、入浴施設等の救援情報、道路や店舗等の再開情報、仮設住宅や義援金の手続き等の行政機関等からの情報を詳しく提供するようになりました。

この「手引き」は、未曾有の災害に直面した場合に、臨時災害放送局開局の方法等（機材調達、要員確保、維持運営等の実例）について、首長はじめ市町村等の防災・広報広聴・情報担当の方々に解説することを目的とします。

特に、市町村等が開設する臨時災害放送局は、市町村等が主体的に運用することとなりますが、これらの放送を行うには、放送設備の設置、技術的な対応、放送局の運用等専門的な対応が必要となるため、発災後の初動段階において、東海総合通信局のみならず関係団体の支援等サポート体制を構築しておくことが極めて重要となります。

東海総合通信局の管内（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）において、災害発生直後の混乱時に、より早く、より確実に、臨時災害放送局を開設できるよう、そして災害からの復旧・復興の段階においても、放送局が被災者の方々の生活再建に少しでも役立つ情報を提供すべく安定して運用されるよう、本書が、そのための一助になれば幸いです。

東海総合通信局

1 臨時災害放送局とは

「臨時災害放送局^{※1}」とは、超短波放送（FM放送）を行う放送局で、臨時災害FMとも呼ばれています。

阪神・淡路大震災時に広範囲に災害の情報伝えるFM放送を行った経緯等を踏まえ、平成7年（1995年）2月に制度化されました。災害時に、市町村等が臨時災害放送局の免許人となって、被災地域の住民向けに災害情報等を提供（図1）するために臨時に開設することができる放送局です。

被災地域等への情報提供は、被災者の救援、避難所の情報など生活支援のための放送を行うものです。災害の被害を軽減することが目的の放送局であり、市販されているFMラジオやカーFMラジオで直接聞くことができるため、例えば、災害により他の通信が途絶している場合でも、臨時災害放送局が開設された場合、被災地域の住民に速やかに情報を伝えることが可能となります。

臨時災害放送局を開設するためには、電波法に基づく放送局の免許が必要となりますが、市町村等が開設を希望する場合に、緊急的に電話又は口頭により放送局を開設する（図2）ことができます。

東海総合通信局では、放送局用の無線設備一式を備蓄しており、開設を希望する市町村等は無償で貸与することができます。

なお、災害地域が広範囲で、複数の市町村等から開設の要望がある場合は、全国の被災状況等を考慮して、全国の総合通信局（東海総合通信局を含む11局所）から放送局用の無線設備一式を市町村等に移送することとなります。

※1 臨時災害放送局は、電波法に規定する「基幹放送局」であって、放送法に規定する「臨時かつ一時の目的のための放送」のうち「暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つ」放送を行う放送局です。また、放送法関係審査基準では、臨時災害放送局の放送番組は、「被災地における被災者への支援及び救援活動等の円滑な実施を確保するために必要な範囲のものであること」と規定されています。

■放送法(抜粋)(昭和25年法律第132号)
(番組基準等の規定の適用除外)

第8条 前3条の規定は、経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送又は臨時かつ一時の目的(総務省令で定めるものに限る。)のための放送を専ら行う放送事業者には、適用しない。

■放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規第10号)
(番組基準等の規定の適用除外)

第7条 法第8条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

2 法第8条に規定する臨時かつ一時の目的のための放送(以下「臨時目的放送」という。)は、次の各号に掲げる事項のいずれかを目的とするものでなければならない。

一 (略)

二 暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つこと

○図 1

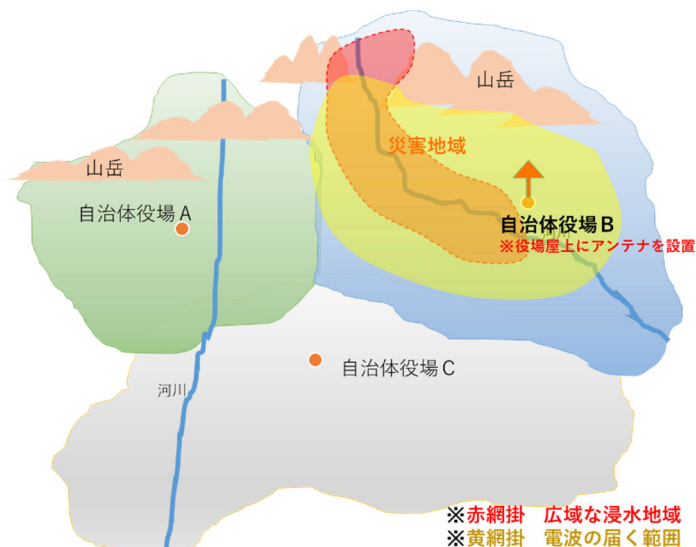
【臨時災害放送局の放送エリアのイメージ】

(例 1) 市町村等 B の河川が氾濫し、浸水した地域が存在する場合を想定

※ 市町村等役場 B の屋上に

アンテナを臨時に設置し放送を行う場合のイメージを表している。黄色網掛けのエリアは、災害地域を概ね含むもので、浸水エリア以外には、避難場所、生活支援物資配布場所なども考慮した放送エリア。

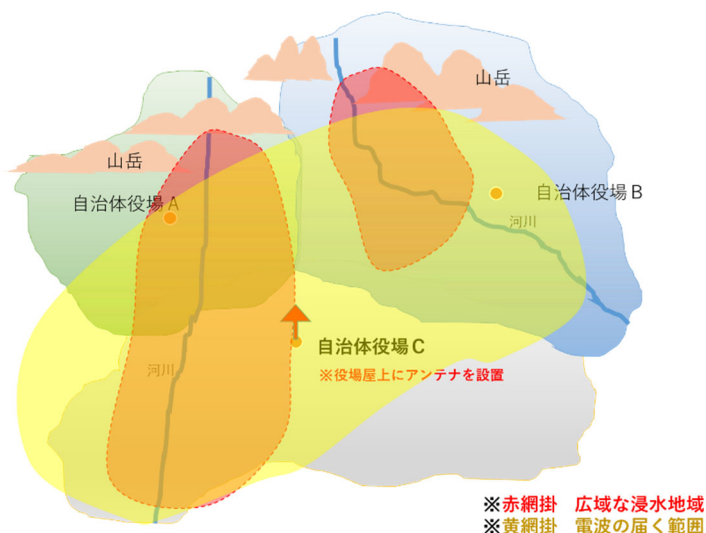
なお、河川上部の地域がエリアとなっていないが、放送アンテナの設置場所からは、山岳が遮蔽となって電波が届かないことを示している。電波は、地理的条件や人工的な構造物（建物、トンネル）の影では届かないことをあらかじめ想定しておくことが重要です。



(例 2) 市町村等 A、B、C の河川が氾濫し、浸水した地域が存在する場合を想定

※ 市町村等 C が代表となつて、市町村等役場 C の屋上にアンテナを臨時に設置し放送を行う場合のイメージを表している。黄色網掛けのエリアは、災害地域を概ね含むもので、浸水エリア以外には、避難場所、生活支援物資配布場所なども考慮した放送エリア。

なお、河川上部の地域がエリアとなっていないが、放送アンテナの設置場所からは、山岳が遮蔽

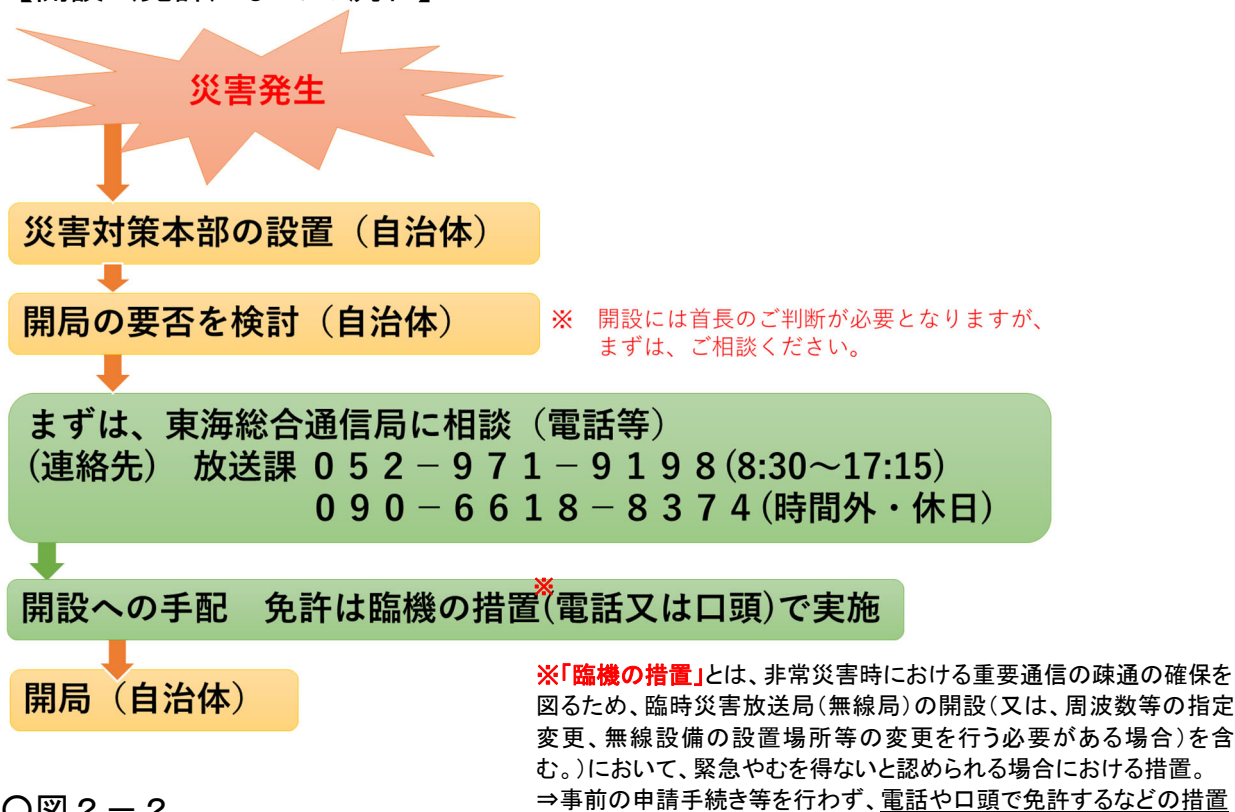


となって電波が届かないことを示している。

電波は、地理的条件や人工的な構造物（建物、トンネル）の影では届かないことをあらかじめ想定しておくことが重要です。

○図 2－1

【開設（免許）までの流れ】



○図 2－2

【臨時災害放送局の開設の要件】

■免許主体：被災地の地方公共団体(自治体)

- ① 周波数：FM放送用の周波数(76.1～94.9MHz)
- ② 空中線電力：放送をしたいエリアに最低限必要な電力
※ 最大100W程度まで
- ③ 免許の期間：自治体の要望期間
※ 自治体が、被災地の日常生活が安定すると想定される時期
- ④ 免許の方法：ひとまず電話等の口頭で免許(臨機の措置)
※ 事後落ち着いた時点に、書類提出が必要

※免許申請手数料及び電波利用料の納付の必要ありません。

2 臨時災害放送局の開設

(既存コミュニティFM放送局の設備等を利用する場合)

臨時災害放送局を開設するためには、放送用機器、放送用機器を操作する無線従事者、放送局を運用するためのアナウンサー等運用スタッフが必要となります。

地域にコミュニティFM放送局があり、協力を得られる場合、その放送設備等を使用して、臨時災害放送局を開設することができます。この場合、既存のコミュニティFM放送局の運用を休止し、新たに市町村等が臨時災害放送局の免許を取得することになりますが、コミュニティFM放送局の周波数や放送設備等をそのまま使用することができ、容易に開設することができます。

地域のコミュニティ放送局の協力を得るためには、あらかじめ市町村等とコミュニティFM放送局の間で災害時における協定を締結するなど、運用方法や費用負担等について協議しておくことが重要となります。

(新規に開設する場合)

地域にコミュニティ放送局がない場合、又は、あっても協力が得られない場合は、臨時災害放送局を開設しようとする市町村等が自ら放送設備等を確保、設置して開設する必要があります。

(1) 放送用機器の確保

臨時災害放送局を開設するためには、FM送信機、送信アンテナ、ミキサー、マイク等の放送用機器が必要になります。

東海総合通信局では、臨時災害放送局の放送用機器を1式（各総合通信局等全国に11式ずつ）配備し、市町村等は無償貸与できる態勢を整えています。臨時災害放送局を開設する市町村等で、これらの放送用機器の貸与（無償）を希望される場合は、東海総合通信局までご相談ください。

○東海総合通信局で備蓄している放送用機器



(例)基本諸元

基本機能 : FM送信機(1CH)
送信電力 : 最大100W(可変可)
大きさ : 約横 540 縦 320 奥 660mm
重量 : 約30kg
電源 : AC100V
附属 : CDプレイヤー、ミキサー機能等

※ 実際に、使用する放送用機器等については、イメージと異なる場合があります。

なお、放送用機器の仕様例は上記を参照してください。

（２）国家資格を有する無線従事者の配置（選任）

臨時災害放送局については、通常のＦＭ放送の周波数帯を利用して行う放送局であることから、電波法令上、国家資格を有する無線従事者の配置（選任）を必要としています。

臨時災害放送局の開設にあたり、配置（選任）が必要となる無線従事者は、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士又は第一級総合無線通信士の国家資格を有する者となります。（電波法第３９条第１項、電波法施行令第３条第１項）

なお、市町村等職員の中で無線従事者を確保することが困難な場合は、あらかじめ、例えば、近隣のコミュニティ放送事業者やケーブルテレビ事業者等に対して協力依頼を行うなど要員確保をしておくことが重要です。

（３）臨時災害放送局の運用

臨時災害放送局を運用するためには、無線従事者のほか、編成責任者、制作担当者、放送担当者、技術担当者といった要員が必要になります。

①編成責任者

放送局運用にかかる全般の責任者であり、対外的な窓口にもなります。

②制作担当者

災害対策本部から発表される情報や生活情報などを収集・整理して放送用原稿を作成したり、放送番組の編成・編集を行ったりします。

③放送担当者（アナウンサー等）

いわゆるアナウンサーとして放送用原稿を読み上げます。市町村等の広報担当者や同報系防災行政無線担当者などアナウンス経験者が望ましいです。

④技術担当者

ミキサーの操作、放送素材（音楽、録音した音源等）の送出など、放送機材全般の管理やメンテナンスを行います。

（４）支援団体との連携

臨時災害放送局を設置及び運用することは、技術的・専門的な知識が必要となるため、特に、初動時の設置・運用にあたっては、東海総合通信局、一般社団法人日本コミュニティ放送協会東海地区協議会（ＪＣＢＡ東海地区協議会）と令和３年３月１０日に「災害時等における協力体制に関する協定書（参考３）」をＪＣＢＡ東海地区協議会と締結し、協力体制を強化しました。

放送局を運用するためには、①編成責任者、②制作担当者（原稿や放送素材の制作）、③放送担当者（アナウンサー）、④技術担当者（ミキサー・編集

スタッフ)、⑤レポーター等の要員が必要になります。

被災直後から対策に追われる市町村等に、このような要員を確保する余裕はないこともあることから、放送局の運用は、支援団体の経験、専門的知見を活用することが現実的です。それでも、非常時には、限られた人数で運用しなければならないことが想定されますので、限られたマンパワーを想定し、スタッフが幾つもの業務を兼任できるよう平時から訓練しておくことや、昼夜を問わず放送を続ける事態に対する被災地内外からの応援体制を準備しておくことが大切です。

(5) 費用負担

臨時災害放送局の免許は、市町村等が取得します。放送を、どのように、いつまで行うのかを決めるのも市町村等です。そのような放送に伴い発生する費用については、基本的に市町村等が負担するものとなります。J C B A 東海地区協議会（地域のコミュニティ放送事業者を含む）やケーブルテレビ会社などの協力を得る場合、あらかじめ両者の間でよく話し合っておくことが重要です。

従って、放送局を開設する場合は、並行して市町村等と支援団体の間で、あらかじめよく話し合うことが重要かつ必要となることを認識いただくようお願いいたします。

また、免許に必要な申請手数料、開局後の電波利用料の納付は必要ありません。

(6) スタジオ（アナウンス等を行う場所）

放送局は、放送アナウンスを行う場所（スタジオ：可能な限り他の音声や雑音等がない個室等）の確保が必要となります。

放送用機器は、アナウンスや音楽等の音声を入力する機器と放送する電波を発射する機器がセットとなっており、その他、電波を送信するアンテナは、例えば、役場の屋上等で必要な放送エリアを確保でき、電波発射に影響が少ない箇所に設置することとなります。放送用機器からアンテナまでケーブル（同軸ケーブル）を接続するため、ケーブル距離（概ねどの程度(m)か（太さは約 10mm 程度））や引き込み等を考慮した場所が検討の目安となります。

従って、スタジオは、災害関連の情報が集中する災害対策本部が置かれる市役所・役場等への設置が適しているため、これら施設内でのスペース確保を検討してください。

アンテナの設置場所は、理想的には行政区域全域をエリアカバーできる場所が最適ですが、スタジオから送信所までの放送番組伝送用通信回線の長期間かつ安定的な確保が困難な場合は、スタジオを設置した建物の高層階に F M 送信機、屋上に送信アンテナを設置することとなる場合もあります。

なお、行政区域全域に放送することが理想ですが、地形的な理由（電波は山岳や構造物等により遮蔽され電波が届かない場合が存在）や、臨時のアン

テナ設備となっているため、詳細なエリア設定を行うことが困難な場合もあり、主たる電波の届く放送エリアを考慮する必要があります。また、当該地域で聴くことが可能な他のFMラジオの周波数は使用することができません。そのため、設置にあたっては、技術的専門的な検討が必要となるため、平時において、事前にイメージ検討を進めていただくと、災害時の円滑な開設が可能となります。あらかじめご検討される場合は、東海総合通信局に相談してください。

(7) 送信用アンテナの設置

アンテナの設置場所には、周辺を見渡せるビルの屋上や小高い丘を確保できると、遠方に電波が届きやすくなります。ビルや山の陰から発射した場合では電波が弱くなり、届かない地域が増えてしまいます。一方で、スタジオから遠い場所からではスタジオと送信所を結ぶ伝送機器が必要になり、途中のケーブルが断線する等の可能性も高まります。大凡で問題無いので、アンテナの設置場所や電源確保の方法を想定し準備しておくことをお勧めします。

- ・ 送信機をスタジオから離れた場所に設置する際は、電源を確保するとともに、スタジオからの番組伝送用の回線を確保する必要があります。
- ・ 屋外設置の送信機等を収納する箱（風雨、雪に耐えられるもの）も必要になる場合も想定されます。
- ・ 役場等の社屋の屋上にアンテナを設置する場合には、マストを固定するアンカー（手すり、フック等）が3～4方向に必要となります。可搬型の設備一式中に含まれているアンテナの場合にも、それを取り付けるポール等の準備が必要となります。
- ・ 山頂等の役場以外に設置することとなる場合は、広域に放送を届けることができます。しかし、電波が飛び過ぎて干渉を起こしやすいので技術的な検討が必要となります。

特に、アンテナの立地によって、放送が届く地域は変わり、干渉を引き起こすリスクもあります。

あらかじめご検討される場合は、東海総合通信局に相談してください。

(参考) アンテナの設置場所と電力の関係と特性

電波の特性は、光の特性に例えると理解しやすくなります。懐中電灯の豆電球の光（電力）が強いほど、懐中電灯の反射板（アンテナ）の円錐角度が狭いほど、光（電波）は遠くに届きます。電力、アンテナの設計は、電波の届く範囲で最低限の諸元となります。

- ・ 同じ電力の場合であって、アンテナが高い方が電波は届きやすい。
- ・ 同じ電力の場合であって、アンテナの効率（利得）が良いほど電波は届きやすい。
- ・ アンテナの効率（利得）が良いほど、高所に設置するほど、電波は遠くに届きやすい。
- ・ アンテナの効率が高く、電力が高くても、途中に山岳等地理的な状況、構造物等の遮蔽により電波は届きにくくなる。

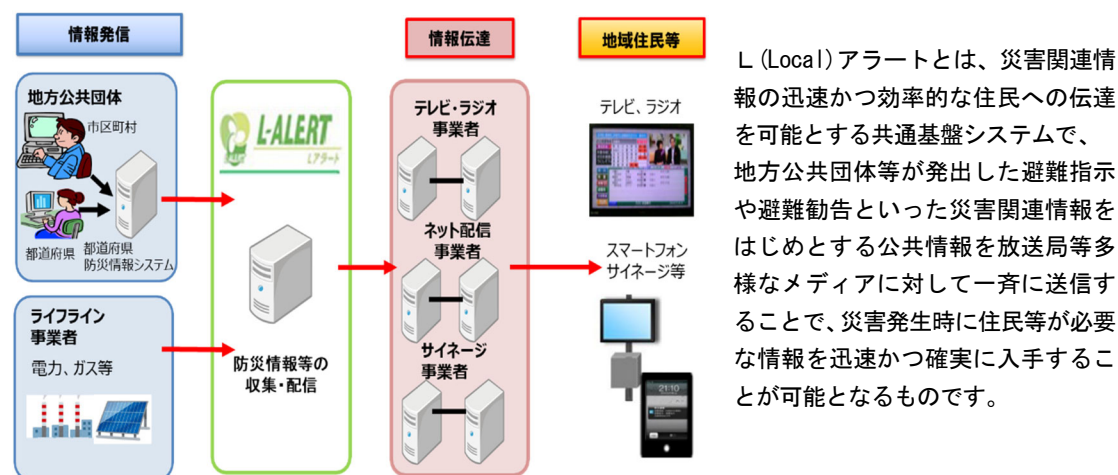
3 放送する情報について

放送する情報は、災害対策本部から発表される情報が主となります。被災者向けの被害情報、安否情報、避難所情報、給水情報等のような、災害対策本部等から発表される情報は、放送用の読み上げ原稿として作成し、読み上げることとなります。市町村等が防災行政無線（同報系）を運用されている場合は、既にアナウンス等マイクに向かう経験があるため、臨時災害放送局を開設した場合においても、放送に慣れた落ち着いた語りで、例えば、高齢者にも聞き取りやすく伝えられます。これは、平時から住民へ伝えることをいつも心がけていることがとても重要になります。

特に、比較的狭い地域に特化した情報伝達が必要になります。また、市町村等が所有している災害情報システムからの情報「Ｌアラート（下図参照）」へのデータ入力も行われていることから、共有した情報も放送する情報に活用できることが、情報の整合性も含め迅速かつ正確な情報を提供できることとなります。なお、「Ｌアラート」は、Ｊアラート（消防庁）、気象情報（気象庁）、ライフライン情報（警察、水道、電力、ガス、交通機関等）も発信されているため、災害対策本部及び臨時災害放送局への情報提供に役立ちます。平時からの取扱いや訓練等がとても大切となります。

災害時の情報伝達に重要なのは、冗長性です。迅速、正確、確実な情報伝達を一つの手法によって担保することは危険です。あくまで、臨時災害放送局も一つの選択肢であって、固定電話、携帯電話、衛星携帯電話、ファクス、防災行政無線、ホームページ、SNS、災害メールなど、多くの情報伝達手段を備えておく必要があります。

（図） Ｌアラートの概要



（１）臨時災害放送局の開設・運用のルール化

臨時災害放送局の開設の体制を協議していく過程で、各地域の実情に応じて関係者の間で開設や運用のルールを定めるようにする検討が必要となります。災害発生時には被災地において多くの情報が発生します。しかし、一つの音声メディアにおいてそれらをどのような優先順位で放送していくのかなどの約束事がないと混乱をきたし、重要な情報が住民に伝わらない恐れがあります。

臨時災害放送局の免許主体は市町村等となるため、基本的には免許を取得する市町村等が中心となり、実際に放送局を運用する者と協議しておくこととなります。また、生活圏が広いために隣接する市町村等の情報も提供する必要がある等、電波が届く範囲の市町村等が共同して免許を取得して運用することも想定することから、互いの約束事をこれらの市町村等間で協議しておく必要があります。

このようなルール化を関係者が進めていくための参考として、次ページのとおりに「臨時災害放送局の開設・運用のルール化」に合意が必要と考えられる項目を例示しました。「Ｌアラート」によって広域の市町村等が災害に関する情報を共有することができるので、共有された情報をどのように伝えるかについて各地域で話し合い、合意事項を明確にしておくことをお勧めします。

○「臨時災害放送局の開設・運用のルール化」

災害に関しては、平常期、警戒期、発災期、復旧期、復興期などに分類でき、それぞれの期において必要とされる情報が異なり、法に基づき拘束される情報もあり提供する優先度も異なってきます。

① 平常期・警戒期

- ・ 防災情報
- ・ 気象情報（気象警報・気象注意報） 河川情報
- ・ 火山情報（噴火警報・噴火予報） 緊急地震速報
- ・ 津波情報（大津波警報・津波警報・津波注意報） 避難情報（避難指示・避難勧告・避難準備情報）

② 発災期

- ・ 地震情報（震源地・震度） 緊急地震速報（余震時）
- ・ 津波情報（大津波警報・津波警報・津波注意報）（余震時） 気象情報（気象警報・気象注意報）
- ・ 避難情報（避難指示・避難勧告・避難準備情報）

※ 市町村等による「避難指示」、「避難勧告」、「避難準備情報」の発令の根拠となるのは、気象庁が発表する「緊急地震速報」「津波情報」「気象情報」であることが多い。

ア 混乱期（自助・共助：発災から72時間） 行動指示情報

- ・ 被害情報
- ・ 安否情報・避難先情報救出情報
- ・ 救援情報
- ・ ライフライン情報 ※ 過去の例では、最もニーズが多くなるのが、安否情報である。

イ 混乱収束期（公助の本格化）

- ・ 被害情報
- ・ 安否情報・避難先情報救出情報
- ・ 救援情報 避難所情報支援情報
- ・ ライフライン情報 ※ 過去の例では、ライフライン関係の情報の伝達要請が増大する。

③ 復旧期（生活の確保・維持）

- ・ 支援情報
- ・ ライフライン情報行政情報
- ・ 民間生活情報

④ 復興期（仕事の回復・街づくり） 行政情報

- ・ 民間生活情報街づくり情報 復興情報

- (2) 市町村等とコミュニティ放送事業者やケーブルテレビ会社等との協定等締結臨時災害放送局の運営にあたっては、市町村等の職員の方のみでの対応が難しい場合がありますので、地域近隣に開設されているコミュニティ放送局やケーブルテレビ会社等の協力を得ながら体制を維持することを検討しておく必要があります。このため、臨時災害放送局の迅速な立上げに向け、事前に協定を結んでおくことで、災害発生時には、円滑に開局・運用することができます。以下は、実際の協定例です。参考にしてください。

《協定書の例》

災害時における臨時災害放送局開設・運用の支援に関する協定書

〇〇(市町村等)(以下「甲」という。)と〇〇(以下「乙」という。)は、大規模災害等により甚大な被害が発生した場合における臨時災害放送局(以下「臨災局」という。)開設・運用の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、〇〇(市町村等)内において大規模災害が発生した場合に開設する臨災局の運用について必要な事項を定め、迅速に本(市町村等)域に密着した緊急の情報を住民に提供することにより、被害の軽減を図り、もって住民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「大規模災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象又は大規模な火災若しくは爆発その他の状態をいう。
- (2)「臨時災害放送」とは、放送法第八条及び放送法施行規則第七条第二項第二号に規定された放送をいう。

(臨災局の開設)

第3条 甲は、住民に対して災害関連情報の伝達手段として臨災局の開設が必要であると判断した場合に、甲を開設の主体として免許申請を行うものとする。

(運用)

第4条 甲の臨災局の開設が許可された場合、甲は乙に対しその運用を委託する事ができるものとし、乙はそれを受託するものとする。

2 乙は、災害関連情報の放送を行う場合は、甲からの要請に基づき地域に密着した災害関連情報の放送を行うものとする。

3 臨災局の放送終了については、甲乙において協議の上、決定するものとする。

(費用負担等)

第5条 臨災局の運用について発生した費用は、甲が負担するものとし、乙は臨災局運用に掛かる経費の算出根拠に基づき甲と協議のうえ請求するものとする。

(連絡責任者)

第6条 甲及び乙は、臨時災害放送の円滑な実施を図るため連絡責任者を置くものとし、変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(協定の期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲又は乙から異議申立てのないときは、協定期間は1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めがない事項又はこの協定の実施について疑義が生じた事項については、甲乙が誠意をもって協議し決定するものとする。

（３）あらかじめ検討をしておく事項

（２）のとおり、平時から臨時災害放送局の開設・運用の支援に関する協定を締結していただくと、災害発生時には円滑に開局・運用ができることを述べましたが、協定を締結した後の準備として、下記の事項についてあらかじめ検討をしておくことが重要になります。

《項目》

- ① 部内の緊急連絡網の確定
 - ・ 市町村等の責任者、担当部署
 - ・ 市町村等の指揮系統や緊急連絡網の確定（総務省の連絡先は表紙に記載）
- ② 臨時災害放送局の立上げ・準備
 - ・ 臨時災害放送局の設備の確保
 - ・ アンテナ、放送設備、電源等の設置場所の検討
 - ・ スタッフの確保と養成
（市町村等職員、コミュニティ放送局のスタッフ、ボランティア等）
 - ・ 運用時の費用負担や運用方法の事前の確認
- ③ Lアラートの利活用
 - ・ 災害情報の入手方法の事前確認
 - ・ Lアラートの情報（災害情報）を入手できる手続きを確認
 - ・ 放送事業者（県域ラジオ局、コミュニティ放送局）との情報連携の確認
- ④ 習熟訓練の実施
 - ・ 立ち上げまでの手順を定め、訓練を実施
- ⑤ 住民への防災情報の伝達方法の検討
 - ・ 地方公共団体内の重点対象地区に情報提供ができるよう、「コミュニティ放送局」、「臨時災害放送局」のエリアの確認
 - ・ 地形的理由等によりカバーできない地区については、別の伝達手段を用いることを検討
- ⑥ 予備電源の確保（庁舎の非常用電源に接続等）
 - ・ 停電時でも放送を継続できるよう発電機等を用いた電源供給経路の確認

4 訓練等による試験的な運用

東海総合通信局が臨時災害放送局用として確保している設備は、災害等が発生し市町村等からその地域で情報伝達手段として当該放送局の開設を希望される場合に使用するものです。しかし、常にその設備を保守しておく必要があるほか、いざという時に設備操作ができるように習熟しておく必要もあります。

このため、県や市町村等が主催する防災訓練の場などにおいて、実際に試験電波を出し、試験放送をすることにより、普段から設備を使い慣れておくことは有用です。平時に地域で開催する訓練に参加し試験放送を行うことにより放送局の運用に関係者が経験できます。訓練に参加する人たちに向けた試験放送を通じて臨時災害放送局の周知を図ることができ、住民の防災意識の向上に繋がります。

【訓練の例】

東海総合通信局が所有する臨時災害放送局の設備（場合によっては近隣のコミュニティ放送局やケーブルテレビ会社が所有する設備）を防災訓練会場へ持ち込み、会場で送信設備やアンテナを設置し、実際に送信設備から電波を出します。放送の内容については、コミュニティ放送局等の団体に協力が得られた場合、アナウンサーによる訓練の様子の中継や市町村等首長のインタビューが放送されることもあります。CDなどの音源などで放送することも可能です。

実際に電波を出しての訓練は大変貴重な機会となりますので、訓練の参加者や地域みなさまに 臨時災害放送局の受信体験をしていただきます。

また、この訓練を活用して、市町村等所有の広報車等のカーラジオを用いて、市内を巡回しながら市街地や集落等で受信状況の調査を行っていただくことも可能となります。



5 実際に開設・運用した事例から

信越総合通信局（長野県、新潟県を管轄）が、平成16年10月の新潟中越地震、平成19年7月の新潟沖地震で実際に臨時災害放送局を運用、また、平成23年3月の東日本大震災の際に、多数の臨時災害放送局の開設・運用の支援をされた、「FMながおか（コミュニティ放送局：長岡移動通信電話システム（株）代表取締役社長 脇屋雄介 氏）」より、新潟中越地震の発生当時の状況や運用にあたっての課題点などを中心に、お話をお伺いした内容が、信越総合通信局のホームページに掲載されていますので、その内容を以下のとおり記述します。この貴重な経験談を、被災された方への情報伝達手段をご検討いただく際に、参考としていただけると幸いです。

※ 既存のコミュニティFM放送局が、震災直後に臨時災害放送局として運用された例となります。

■ 臨時災害放送局開設まで

新潟中越地震が発生した際は、スタジオは大きく揺れ、機材が倒れたりしましたが、幸い、建物の停電は免れましたので、放送を続けました。その後、大きな余震が続く中、スタジオより揺れの状況やリスナーに対し落ち着いて行動するように呼びかけるとともに、しばらくしたところで、6～7名のスタッフが集まり、緊急の取材体制を組みました。被災現場や避難所などの取材を進めていくと、地震直後は停電で明かりもなく、テレビも見られない状況で、被災者が自身の地域の情報を全く得られていないことがわかり、また、被災者の方は急いで避難したためラジオの台数は不足していましたが、唯一、情報を得る手段がラジオであることがわかりました。暗い被災地で不安な夜を過ごす被災者のために必要なものは、地域の情報を伝えるラジオであることを痛感しました。そのような現状を踏まえ、長岡市に対し、臨時災害放送局の開設を働きかけ、長岡市から信越総合通信局へ開局の申請をする形で、FMながおかの設備を用いた臨時災害放送局が開設されることになりました。

■ 被災者へ何を伝えたか

～地震発生直後～

地震発生直後より、市役所内に設けられた災害対策本部から中継をしました。市役所内は、被害状況の情報収集や災害対応で、ある意味パニック状態になっておりましたので、職員から取材を行ったり、情報をもらうような状況ではありませんでした。また、キー局や県域放送局は、建物の倒壊や火災、土砂崩れなどの被害状況の情報はあるものの、被災者が必要とする情報が放

送されていないのが現状でした。

従って、被災者が必要とする情報は何かという考えから、災害対策本部に刻一刻と張り出される情報を読み上げ、中継放送することから始めました。その後は、スタッフが自転車で市内を回り、鉄道・道路・通信などのライフラインの被害情報を収集し、また、リスナーからの情報などを送信し続けました。あわせて、多くの被災者の方に、放送の存在を知っていただくことも重要なので、避難所へ放送局の名前と周波数を記載したポスターを掲示して、広報しました。意外なことです、リスナーから、「放送で、現在の時間を言って欲しい」という要望がありましたので、放送の中で、極力、現在時刻をアナウンスするようにしました。時間の情報ですら、被災者にとっては重要な情報であることを実感しました。

～地震発生から数日後～

地震発生直後は、Aさんの無事が知りたい、どこへ避難したらよいかなど、安否情報や避難情報がメインでした。被災者が必要とする情報は、発生直後、数時間後、1日後、3日後、一週間後と、刻々と変わっていくものです。余震が続く中で、水道やガスの被害・復旧情報、食料や水はどこで手に入るのか、学校はいつ再開されるのか、ガソリンスタンドは開店しているのか、といった被災者が求める情報はさまざまです。この時点からは、多少の混乱はあるものの、行政からはFAXなどで情報が入るようになりました。

また、被災者にとっては、日常生活を取り戻す情報が必要になってきましたので、どこにいけば入浴できるか、どこのスーパーがオープンしているかなど、独自取材で得た情報やリスナーからの得た情報を放送するようになりました。また、新潟に在住する外国人の方で、地震を経験したことがない方や、どこへ避難していいのかわからない方がいるということを聞き、外国語での放送も始めました。あらかじめ外国語放送の時間を決め、ゆっくりと話す日本語、英語、中国語、ポルトガル語の放送を行いました。外国語放送にあたっては、長岡市国際交流センターなどから多くの協力をいただきました。

■ 臨時災害放送局の運営

～運営スタッフ～

新潟中越地震の際は、「FMながおか」の社員が昼夜を問わず、取材や放送にあたりました。東日本大震災の際には、新潟中越地震の際の運営の経験をもとに、各地で臨時災害放送局の開設・運営の支援を行いましたので、その時の状況から言うと、開設のきっかけは、個人の有志が集まり開設に奔走したり、NPO法人の発案であったり、さまざまですが、スタッフについては、その有志がボランティアを募り、その趣旨に賛同した方々が運営スタッ

フとなる例や、市町村等が臨時災害放送局のスタッフを臨時職員として雇用する例もありました。

～財政面～

新潟中越地震の際は、行政側と特段の取り決めがなかったため、行政からの経費負担はありませんでした。当時は、臨時災害放送局ではCMを流すことができず、コミュニティFMの運営に月数百万円の経費がかかりますので、CM収入がなくなった分、運営にあたり、費用負担が大きかったことは事実です。幸い、CMを依頼された企業が地元の方ばかりだったので、被災者向け放送の放送であればやむを得ないと理解いただき、後日放送することで了承がいただけました。東日本大震災の際は、日本財団や企業からの支援の申し出があり、新潟中越地震の際の経験などを踏まえ、アドバイスさせていただきました。

6 最後に

臨時災害放送局の開設・運用は一定ではありません。市町村等が既に放送設備を自ら所有されている場合、市町村等が最初から開設する場合、地元コミュニティ放送局が存在しその放送局を休止し臨時災害放送局として市町村等が開設する場合等が想定されます。

また、運用についても、24時間続けて放送できる場所もあれば、一日数回、時間を決めて放送する形など、被害の状況や地域の事情等、さまざまです。

テレビ放送、AM・FM放送は、広域な災害情報や、例えば、大規模な土砂崩れの様子や建物倒壊の様子など放送されることが多いのですが、臨時災害放送局は、市町村等が自ら放送するため、住民の皆様に、今必要としている様々な地域・生活情報を、住民に寄り添った情報を詳細に放送することが可能となります。

近年、日本では、多くの災害が発生し甚大な被害となっています。臨時災害放送局は、皆さんがお持ちのFMラジオ、車のラジオ、ラジスマ（スマートフォンにラジオチューナーが搭載されています）において聴くことができる放送局であり、災害地の市町村等が被災者に提供する必要不可欠な情報となります。

東海総合通信局は、この手引きが市町村等や住民の皆様の一助になればと思います。

《参考1》Q & A

1 「臨時災害放送局」とはどのようなものですか。

「臨時災害放送局」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、被災地の地方公共団体等（災害対策放送を行うのに適した団体）が開設する臨時かつ一時の目的のためのFM放送局となります。市販されているFMラジオ、カーFMラジオ、ラジスマ（スマートフォンにFMラジオを搭載）で聴くことが可能です。

2 市町村等の他、災害対策放送を行うのに適した団体とは何が想定されるか。

また、市町村等は、臨時災害放送局の放送業務をNPO法人やボランティア団体に委託できますか。

- 1 団体の事例として、「NPO法人」「社会福祉協議会」等が想定されます。
- 2 また、NPO法人やボランティア団体へ委託することは可能です。アナウンサー、機器の調整管理（技術者）等、様々な経験、技能を有する人に業務の一部を委嘱することも可能です。なお、免許を受けた市町村等においては、電波法令、放送法令を遵守する観点から、放送の実施状況、放送内容などを把握していただき、放送局を管理することが必要となります。

3 臨時災害放送局はいつから開設できるのですか。

臨時災害放送局は、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つことを目的とするものです。

このため、被害発生後に開設することが基本となりますが、被害発生前であっても、数日以内に被害が発生する蓋然性があるような場合（例えば、警報が発令された場合や住民の避難を要する場合）等には、開設することができます。

逆に、発災後相当の時間が経過している場合でも、例えば、仮設住宅に相当数の避難世帯が生活している場合に、その避難世帯へのきめ細やかな情報提供として臨時災害放送局による広報を締結行う場合等が想定されます。

ただし、臨時災害放送局として使用できる周波数は限られているため、真に臨時災害放送局を必要とする市町村等に支障が出ないよう、被害発生前の開設は極めて限定的な検討が必要です。また、被害が発生しなかった場合には速やかに廃止をしていただくことになります。

4 臨時災害放送局は、災害の規模が小さくないと開局できないのですか。

災害の規模が小さくとも、市町村等が必要と判断するのであれば、開局できます。

5 臨時災害放送局の免許とは何ですか。どのようにして申請すればよいのですか

- 1 臨時災害放送局を開設する場合は、電波法令の規定に従い無線局の免許を取得する必要があります。この放送局の免許を取得できる者（免許人）は、市町村等（地方公共団体等）となります。東海総合通信局は、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県内に開設する無線局を管轄しており、開設を希望する場合（放送用機器の貸与希望も含む）は、東海総合通信局にご相談ください。なお、申請は、緊急時のため、臨機の措置^{（参考）}（電話（口頭））で可能です。

2 連絡先

東海総合通信局放送課

052-971-9198又は090-6618-8374

に電話で相談してください。

※ 東海総合通信局に被災があり連絡がとれない場合も想定されます。その場合は、総務省情報流通行政局地上放送課（03-5253-5793）に連絡をお願いします。

- 3 電話で申請がされると、東海総合通信局は、その地域で放送が可能な周波数等を検討し、電話（口頭）でお知らせすることとなります。この場合、技術的な検討が必要となるため、お時間をいただくこともあります。また、放送用機器の貸与を希望される場合は、技術的検討を進めながら、現地への移送手段等の検討も併せて行いますので、わかる範囲で次の内容についてお聞きすることとなります。

- ① 設置希望場所（市町村等の住所）
- ② 構造物（市町村等の屋上の高さ）
- ③ 市町村等担当者の連絡先

担当者の所属、氏名、固定電話、携帯電話、メールアドレス等

- 4 口頭での免許付与をもって放送設備を設置し放送を開始した後は、事態がある程度落ち着いたところ（市町村等の判断）で、正式な書面による手続きを行っていただくことになります。

- 5 臨時災害放送局として開設される場合は、免許申請手数料や電波利用料は、電波法103条第2項の規定により免除されます。

（参考）臨機の措置

- 1 次の内容に該当する場合は、臨機の措置を行うことができます。

- ① 震災、火災、風水害、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合（当該非常災害による被害の復旧のための措置を実施する必要がある場合は、その措置が終了するまでの期間を含む。）において、当該期間中に限り使用するものであるとき。

- ② 通信の内容が次の一に該当するものであるとき。

ア 非常通信（新聞社、通信社、放送事業者等の報道機関が非常災害時において有線通信を利用できないか又はこれを利用することが著しく困難な場合に発する非常事態

の収拾、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保、人心の安定又は秩序の維持等に有効な新聞ニュース又は放送ニュースの通信を含む。)

イ 電波法施行規則第37条第26号から第30号まで及び第32号に規定する通信

ウ 非常通信に準ずる重要通信（電気通信業務用及び防災関係機関（災害対策基本法第2条に規定する指定行政機関、指定地方行政機関及び指定公共機関、指定地方公共機関並びに地方公共団体をいう。）の防災関係業務用の通信を含む。）

2 総合通信局において臨機の措置を行うことができる範囲は、すべての無線局について、次に掲げる事項です。

- ① 予備免許及び免許の付与
- ② 無線設備の変更の工事の許可
- ③ 無線設備の設置場所（移動するものにあつては、移動範囲）の変更の許可
- ④ 電波の型式及び周波数の指定の変更
- ⑤ 空中線電力の指定の変更
- ⑥ 通信の相手方の変更の許可
- ⑦ 通信事項又は放送事項の変更の許可及び運用許容時間の指定の変更
- ⑧ 識別信号の指定の変更
- ⑨ 放送区域の変更

3 臨機の措置の手続きは、次のとおりです。

- ① 申請は、申請者がまず口頭又は電話等迅速な方法で行い、所定の申請書等は後刻可及的速やかに提出することが必要です。
- ② 処分は、口頭又は電話等迅速な方法で行い、所定の処分通知書の交付は所定の申請書等の提出を待って遡及処理されます。

※ 高周波利用設備についても、無線局に準じて臨機の措置を行うこととしています。

6 周波数の割当は可能ですか。

開設を希望する地域の周辺で、既存の県域FM放送局やコミュニティ放送局、さらには先行する臨時災害放送局が運用されて周波数が逼迫している場合など、周波数の割当てに時間を要する場合や周波数の割当てができない場合があります。

7 放送する周波数及び送信電力はどのように決定するのですか。また、他の放送局との混信が生じることはありませんか。

- 1 周波数及び送信電力の検討は、市町村等の被災状況、放送したい地域（エリア）をお聞きするなど、東海総合通信局が決定します。
- 2 混信の可能性については、既に放送している他の放送局（放送局以外の他の無線局も含む）と混信が生じないように周波数の割当てを行うので、基本的には、混信は生じません。

ただし、臨時災害放送局の場合、臨時かつ一時的な周波数利用であるので、その割当てにあたっての混信状況の確認などは、通常のFMラジオ放送に比べると、緩やかな条件で免許を行う場合もあります。万一、市町村等において、聴取者等からの申告等で混信が判明したときは、東海総合通信局まで連絡してください。

8 臨時災害放送局の「臨時」には、長くていつまでという期限はあるのですか。

免許期間は、東海総合通信局が免許の際に付与しますが、廃止の時期を決めるのは、市町村等です。例えば、被災住民への情報伝達が臨時災害放送局の放送に頼らなくてもすむようになったと市町村等が判断すれば、免許期間中であっても廃止の手続きを取ることができます。逆に、臨時災害放送局の放送を続ける必要があると市町村等が判断するのであれば、免許期間の延長を東海総合通信局に申請することもできます。

9 複数の市町村等が共同で臨時災害放送局を開局することは認められていますか。

複数の市町村等が共同して免許を受けることも、市町村等広域連合が免許人になることもできます。なお、この場合、それぞれの被災者等に対して適切な情報提供を行うことができるよう複数の市町村等間の調整が必要となります。

10 臨時災害放送局を一旦廃止した後に再び開設することや、当初決めた期限を延長して運用することはできますか。

臨時災害放送局は、有効期間の満了日をもってその免許は失効しますが、期限の延長や失効後・廃止後に再び開設することは可能です。

免許期間の延長を希望する場合は、免許期間が満了する前に電波法令に基づく手続を行う必要がありますので、東海総合通信局（放送課052-971-9198又は090-6618-8374）までご相談ください。

11 臨時災害放送局も中継局を設けられますか。

※中継局とは、例えば、役場に臨時災害放送局（親局）を設置した場合であっても、地理的等の条件により、電波が届かない被災地に電波が届けられるよう親局とは別に設置する臨時災害放送局を言います。

必要に応じて中継局の設置は可能です。開局後に追加することもできます。

12 既存のコミュニティ放送局の施設を使用して臨時災害放送局を開設することはできますか。

可能です。既存のコミュニティ放送局の施設を使用して臨時災害放送局を運用する場合については、それぞれが放送する時間、役割、責任、管理などを明確に区分する必要がある、コミュニティ放送局と協議する必要がありますので、平時から協定を締結するなど、事前に相談されていれば、臨時災害放送局を開設する際の時間を軽減することができます。ご不明な点があれば、東海総合通信局にご相談ください。

1 3 臨時災害放送局に割り当てられる周波数を平時から住民に知らせておくことはできませんか。

- 1 臨時災害放送局が使用する電波は、NHKや民放の県域FM放送、コミュニティ放送局も使用する周波数帯です。臨時災害放送局の放送が利用する周波数は、既存の放送の「すき間」を使用するため、他の放送局の放送と干渉が生じないようにしなければなりません。
- 2 また、放送を行いたい地域（放送エリア）に可能な限り電波が届くように、送信アンテナ及び送信電力の検討も行うため、災害の規模によって、放送エリアは相違します。従って、開局の要望段階において、これらの状況を市町村等と調整した上で周波数を決定するため、事前に周波数をお知らせすること住民への事前周知は困難となります。ご理解のほどお願い申し上げます。

1 4 例えば、すぐに放送を開始できるよう機材をあらかじめ設置しておくことはできますか。

- 1 事前に準備することは可能ですし望ましいことですが、市町村等で手配して頂く必要があります。
- 2 事前に準備する場合は、免許を受けずに電波を発射することのないよう適切な管理が必要です。

1 5 「防災の日」等の訓練で実際に電波を発射することは可能ですか

可能です。電波の発射にあたっては、あらかじめ無線局の免許を受ける必要があるため、訓練等の日程を踏まえ早めに東海総合通信局にご相談ください。

1 6 臨時災害放送局が放送するのは、市町村等発の情報だけですか。

- 1 臨時災害放送局は、「被災地における被災者への支援及び救援活動等の円滑な実施を確保するために必要な範囲」の放送番組を放送します。東日本大震災の際には、給水等の支援活動をする自衛隊や国の関係機関からの情報も放送されました。NPO法人やボランティア団体からの生活支援情報の提供もありました。放送主体は市町村等や市町村等広域連合なので、市町村等発の情報が中心となると思われますが、必ずしも市町村等発の情報でなければならないわけではありません。
- 2 臨時災害放送局の放送業務について、開設する市町村等が、コミュニティ放送局等支援団体に運営を委ねる場合は、放送会社としての持てる能力を最大限に発揮できるので住民が必要とする情報を収集し編集し提供することが期待できます。

ただし、放送の免許主体は市町村等であるため、例えば、先のコミュニティ放

送局に業務を委託する場合は、放送内容等について平時から話し合い、何を委託するのかを決めておく必要があります。

17 放送業務を委託するときに、市町村等は放送内容についてどこまで了解していなければなりませんか。

臨時災害放送局の免許主体である市町村等は、放送法の番組基準等は適用されないものの、編集責任があります。ただし、市町村等がすべての放送の内容について、事前に了解することは現実的ではなく、放送の運営に支障が生じますので、放送の内容については、どのような内容の放送をいつどのように行うのかといった大枠を市町村等と委託先が話し合って合意しておき、その合意に基づき放送が行われるよう準備していく必要があります。

18 放送する内容は、「市区町村からのお知らせ」に限られるのですか。

放送する内容は、「市区町村からのお知らせ」だけに限定されているわけではありません。物資配給情報、給水情報、ライフライン復旧情報、気象情報など災害に直接関連する情報を提供する放送に加えて、音楽など被災した住民の精神的な被害を軽減するのに役立つ放送を行うことも可能です。

ただし、「市区町村からのお知らせ」以外の放送を行う際には、著作権処理など、電波法令や放送法令以外の法令にも違反しないよう、留意してください。

19 「市区町村からのお知らせ」などを放送する時間以外の時間に、既存のFM放送局やAM放送局と同じ内容の放送（サイマル放送）をしてもよいのでしょうか。

被災地においては、災害に直接関連する情報だけではなく、精神的な疲労緩和のために、娯楽・教養など災害に直接関連しない情報が必要な場合もあると考えられることから、臨時災害放送局の放送の一部の時間帯で、既存のFM放送局やAM放送局と同じ内容の放送（サイマル放送）が行われることをもって、直ちに臨時災害放送局の目的を逸脱している、というわけではありません。

具体的な放送内容については、臨時災害放送局が災害の被害を軽減することを目的とする場合にその開設が認められるものであることを踏まえ、免許人である地方公共団体等において、被災地の状況や住民の反応なども十分に勘案し、判断していただくことになります。

なお、既存のFM放送局やAM放送局と同じ内容の放送を行う場合、著作権処理など、電波法令や放送法令以外の法令にも違反しないよう、これら放送局とサイマル放送を行う前に検討が必要となりますので留意してください。

20 臨時災害放送局は、コマーシャルを放送することができますか。

臨時災害放送局は災害放送を行うことが原則であり、コマーシャルはあくまでも例外的なものとなります。実施にあたっては、被災地の状況や住民の反応などを十分に勘案し、免許人である地方公共団体等において判断していただくことになります。

21 臨時災害放送局は、毎日放送しないといけないのですか。

毎日、連続して放送する義務はありませんが、被災地の聴取者の利便性を考えて適切な放送とすることが重要です。

22 臨時災害放送局を運用するにあたり、無線従事者の配置は必要ですか。

- 1 第一級又は第二級陸上無線技術士、もしくは第一級総合無線通信士の有資格者（無線従事者）の配置が必要です。
- 2 該当する無線従事者がいない場合は、地域の他の放送事業者等の支援を受けて選任することも可能です。

《参考 2》

臨時災害放送局関係法令（抜粋）

＜放送法（昭和 25 年法律第 132 号）＞

（番組基準等の規定の適用除外）

第 8 条 前 3 条の規定は、経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項
その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送又は臨時かつ一時の目的（総
務省令で定めるものに限る。）のための放送を専ら行う放送事業者には、適用しない。

（災害の場合の放送）

第 108 条 基幹放送事業者は、国内基幹放送等を行うに当たり、暴風、豪雨、洪水、地
震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、
その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなけれ
ばならない。

＜電波法（昭和 25 年法律第 131 号）＞

（手数料の徴収）

第 103 条

2 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態（以下この項におい
て「地震等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において専ら人命
の救助、災害の救援、交通通信の確保若しくは秩序の維持のために必要な通信又は
第 102 条の 2 第 1 項各号に掲げ る無線通信（当該必要な通信に該当するものを除
く。）を行う無線局のうち、当該地震等による被害の発生を防止し、又は軽減するた
めに必要な通信を行う無線局として総務大臣が認 めるものであつて、臨時に開設す
るものについては、前項第 1 号、第 2 号、第 6 号、第 8 号又は第 9 号に掲げる者は、
同項の規定にかかわらず、手数料を納めることを要しない。

（電波利用料の徴収等）

第 103 条の 2

14 第 1 項、第 2 項及び第 5 項から第 12 項までの規定は、第 27 条第 1 項の規定により
免許を受けた無線局の免許人又は前条第 2 項に規定する無線局（次の各号に掲げる者
が専ら当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設する無線局（以下こ
の項において「国の機関等が開設する無線局」という。）を除く。）若しくは国の機関
等が開設する無線局その他これらに類するものとして政令で定める無線局の免許人
等（当該無線局が特定免許等不要局であるときは、当該特定免許等不要局を開設した
者）には、当該無線局に関しては適用しない。

＜放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）＞

（番組基準等の規定の適用除外）

第7条

2 法第8条に規定する臨時かつ一時の目的のための放送（以下「臨時目的放送」という。）は、次の各号に掲げる事項のいずれかを目的とするものでなければならない。

- 一 国又は地方公共団体が主催し、後援し、又は協賛する博覧会その他これに類する催し物の用に供すること。（補足：イベント放送局）
- 二 暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つこと。（補足：臨時災害放送局）

＜電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）＞

別紙2（第5条関係） 無線局の目的別審査基準 第5 放送関係

4 超短波放送局

（3）臨時災害放送局

臨時災害放送局の審査は、次の基準によるほか、別紙1第2の2の基準により行う。

- ア 免許主体としては、被災地の地方公共団体等、災害対策放送を行うのに適した団体であること。
- イ 放送対象地域は、災害対策に必要な地域の範囲内であること。

＜放送法関係審査基準（平成23年総務省訓令第30号）＞ 別紙1（第3条関係）

第3条（11）による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。《21項のみ記載》

21 臨時災害放送を行う地上基幹放送の業務の認定等は、次の基準によるものとする。

- （1）認定等主体としては、被災地の地方公共団体等、災害対策放送を行うのに適した団体であること。
- （2）放送対象地域は、災害対策に必要な地域の範囲内であること。
- （3）放送番組は、被災地における被災者への支援及び救援活動等の円滑な実施を確保するために必要な範囲内のものであること。

《参考3》

総務省東海総合通信局と一般社団法人日本コミュニティ放送協会東海地区協議会との災害時等における協力体制に関する協定書

総務省東海総合通信局（以下「甲」という。）と一般社団法人日本コミュニティ放送協会東海地区協議会（以下「乙」という。）は、災害時等における臨時災害放送局の開設、運用支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、甲の依頼に対して乙が協力することにより、地方公共団体等が被災者等への情報伝達を目的として開設する臨時災害放送局の開設、運用の支援に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で規定する災害をいう。

（協力体制の対象）

第3条 乙が協力する協力体制の対象は、次の各号について自ら行う業務に支障のない範囲において実施するものとする。

- （1）臨時災害放送局による放送を遂行するために必要となる人員の派遣
- （2）臨時災害放送局を開設するために必要となる機材の貸与や技術者等の人員の派遣
- （3）その他、甲乙協議して定めた事項

（協力体制の対象地域）

第4条 乙が協力する対象地域は、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県とする。

（協力体制の実施期間）

第5条 甲及び乙は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、必要に応じて情報交換を開始し、協力体制の実施期間について甲乙協議して定めるものとする。

（協力に係る連絡体制）

第6条 甲及び乙の協力に係る連絡体制（平素の体制を含む。）は、次のとおりとする。

- （1）甲の連絡窓口は、総務省東海総合通信局放送部放送課とする。
- （2）乙の連絡窓口は、一般社団法人日本コミュニティ放送協会東海地区協議会事務局とする。
- （3）甲及び乙は、連絡責任者等に変更があったときは、速やかに連絡するものとする。

（情報の利用等）

第7条 甲及び乙は、協力体制の実施過程で知り得た情報について、公知の情報を除き、自らの機関内部のみで利用するものとし、情報提供側の承認を得ないで外部に提供してはならないものとする。

（平素の協力）

第8条 甲及び乙は、平素から災害発生時における協力体制が円滑に機能するよう、自ら行う業務に支障のない範囲において、協力内容に資する情報の交換や訓練等を実施するなど相互に協力するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（疑義の決定）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義を生じたときは、場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

〔附 則〕

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が署名の上、各1通を保有する。

令和3年3月10日（署名）

甲 総務省東海総合通信局 局長

乙 一般社団法人日本コミュニティ放送協会東海地区協議会 会長